

葬儀後の諸手続き一覧

種 類	期 限	窓 口	印鑑	住民票	戸籍抄本	戸籍謄本	死亡診断書	その他必要な書類	備 考
国民年金	未支給年金請求	14日以内	社会保険事務所	○	○			年金手帳(死亡者) 未支給年金請求書	速やかに届出を出さないと、死亡後にも年金が振込まれ、後日過払いとして返納することになります。
	死亡一時金	2年以内	市区町村	○	○			年金手帳(死亡者)	加入者が死亡し何の年金も受けられない時に。
	寡婦年金	5年以内	市区町村	○	○			年金手帳(夫)	老齢基礎年金を受けられるご主人が年金を受けずに亡くなった時に。
	遺族基礎年金	5年以内	市区町村	○	○		○	年金手帳(死亡者)	加入者であるご主人が亡くなったとき、残された妻または子に。
厚生年金保険	遺族厚生年金	5年以内	故人の勤務先	○	○		○	年金手帳(死亡者)	加入者が亡くなった時、その人に生計を維持されていた者に。
健康保険	埋葬料	2年以内	故人の勤務先	○	○			被保険者証	扶養を受けていた者に対し。
	埋葬費	2年以内	故人の勤務先	○	○			被保険者証 埋葬費用証拠書類	身寄りのない被保険者が亡くなった時に、実際に葬儀を行った者に対し。
	家族埋葬費	2年以内	勤務先	○	○			被保険者証	被扶養者が亡くなった時に。
国民健康保険	名義変更	14日以内	市区町村	○				保険証、振込口座	
	新規加入		市区町村	○				資格喪失届(控)	故人勤務先から資格喪失届の控え(コピー)をもらう。
	葬祭費	2年以内	市区町村	○	○			保険証 葬儀社の領収書	
労災都県	葬祭料	2年以内	勤務先	○			○		業務上の事故・傷病で死亡した時に、葬儀を行った者に対し。
	遺族補償給付	5年以内	故人の勤務先	○	○		○		業務上の事故・傷病で死亡した時に。
簡易保険	保険金	5年以内	郵便局	○	○		○	保険証、領収書	
生命保険	保険金	3年以内	保険会社	○	○	○	○	印鑑証明 保険証明 最終保険領収書	保険会社によって必要書類が違うので注意を。
銀行預金	名義変更		銀行	○			○	相続人全員の印鑑証明書、遺産分割協議書、除籍謄本、通帳	金融機関が死亡事実を知ったときは、相続手続き完了まで支払いは停止されます。提出書類は、一ヶ所につき各1通金融機関によって所定様式がある場合があるので確認して下さい。
郵便貯金	名義変更		郵便局	○				戸籍謄本または、相続したことを証明する書類、通帳、届出印	
不動産	名義変更		法務局	○	○		○	遺産分割協議書	手続きの期限はないが、なるべく早めに。
種 類	期 限	窓 口	印鑑	住民票	戸籍抄本	戸籍謄本	死亡診断書	その他必要な書類	備 考
電話	名義変更		NTT	○	○		○	除籍謄本 加入継承届書	手続きの期限はないが、なるべく早めに。
公共料金	名義・自動引き落とし変更		各所	○				各所の領収書(お客様番号が記載されている)	手続きの期限はないが、なるべく早めに。
株式	名義変更		証券会社	○			○	故人の株券 印鑑証明書 遺産分割協議書	
自動車	名義変更	15日以内	陸運支局等	○	○		○	相続人全員の印鑑証明書、相続同意書、除籍謄本、移転登録申請書、自動車検査証記入申請書、自賠償証明書	
クレジットカード	退会		各社	○			○		
失業保険	受給停止		ハローワーク					資格喪失届	